

## 第1回徳島県犯罪被害者等支援審議会議事概要

1 日 時 令和3年1月27日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所 徳島県庁10階 大会議室

3 参加者

委員13名（添付資料参照）

消費者暮らし安全局長，消費者政策課長，消費者政策課暮らし安全担当室長  
県警察本部情報発信課長，県警察本部犯罪被害者支援室副室長ほか

4 議事概要

委員15名中13名出席ということで，会議の要件を満たしていることを報告。  
会長に内海委員，副会長に徳山委員が選出され承認される。

（1）協議事項説明

徳島県犯罪被害者等支援推進計画案について事務局より資料に基づき説明

（2）協議概要

○支援体制の整備・充実について

【委員】

3ページの調整役の設置は重要。被害にあった直後から支援の調整役が絶対必要と考えるが，ここについては事務局はどういうものを考えているか。先進的なところとして，神奈川県が県警，被害者支援センター，県で構成されたシステムを作っており，徳島でもこういったものがないと考えている。被害のケースによって違うので，被害者は当初どこに相談に行ったらいいかわからない。

【事務局】

各都道府県，市町村には犯罪被害者の総合的対応窓口が設置されているが，対応するのは行政職員となっているが，話を聞く上で二次被害を生まないためにも専門性を有する被害者支援団体と協力しながら，県と一緒に核として対応していければと考えている。

【委員】

被害者が相談するとき，どこに窓口があるのかわからない。民間支援団体の機能強化を図るとあるが，県が主体となるというのが伝わりにくい。5ページの「総合的対応窓口の設置」というのは分かるが，3ページの早期支援につなげる

調整役の設置については分かりにくいと感じた。

#### 【事務局】

調整役の設置についてはどういった形で出来るかは検討している。計画の最終案に反映出来るようになれば、もう少し具体的なことを記載していきたいと考えている。現在考えている取り組みとしては、神奈川県のようなワンストップの形ではなく、今まで支援を行っていたところを繋いでいく形を考えている。

#### 【委員】

調整役は要であり、中心となっていくのは行政しかできない。神奈川県ほどのことは出来ないにしても行政が中心となって被害者をコーディネートする必要がある。そのためには警察との関係が大事。警察から情報が県に入ってくないと初期の支援はできない。被害直後からコーディネートする必要がある。そこの連携が重要となるので、県には警察との調整を行ってほしい。

#### 【会長】

今行っていることを機能的にするためにどういうところをポイントとするのか。総合的という視点で全体的に情報が潤滑に流れる仕組みづくりが必要。

#### 【委員】

基本的な考え方として被害には色々な種類があるが、被害に遭われた方が元の生活に戻るには長期間必要で、連続性をもって支援に取り組む必要がある。基本方針には誰もが必要なときに支援が受けられるよう、「途切れることがないよう支援を受けられる」といった被害者目線での記載をしてほしい。

#### 【会長】

支援の連続性の重要さをここまでも言われているので、今の御意見を事務局は検討いただければと思う。

#### 【委員】

被害にあうとまず警察、検察と関わりがでてくる。その後、頭の整理に3～4ヶ月程度かかる。そういう機関とは関わりはあるが、実際訪れる市町村での届出がスムーズでないと窓口ごとに一から説明が必要となる。県だけでなく市町村でも条例を制定してもらえれば、窓口対応もスムーズになるのではないかと。

市町村の条例制定についての項目も計画に記載することはできないか。書類等の手続きは市町村が携わっている。結果的にそういうことが被害者のためになる。県は条例制定について市町村にアピールを行っていくのか。

## 【事務局】

市町村の条例制定についての目標設定についてだが、被害者の方が生活をしていく上で市町村と関わることになるし、手続きも必要となってくると認識している。私どもとしては、総合的対応窓口は各市町村にもあるので、県条例制定を機に連携を深めるとともに、市町村にも被害者支援の役割を認識し対応してもらうため、研修などが必要と考えている。

県で条例を制定したので、市町村にも条例制定の意義について伝えていきたいと考えている。ただ、条例制定の市町村数を目標値としてあげていく考えはなく、普及啓発をしていくものと認識している。

## 【委員】

都道府県によっては全ての市町村に条例があるところはある。住んでいる場所によって差があってはいけないので、県下全ての市町村に条例制定というのは目標として記載すれば良いと思う。

その上で施策の中身が大事になってくるので、市町村への指導は必要。犯罪被害で亡くなった時の手続きは市町村で行うことになり、その手続きをさせること自体が二次被害になると考えている。

福祉的な観点では、生活保護の手続きが必要な場合もあり、継続的支援を整えるには市町村に条例の制定が必要と考えられてはどうか。

## 【委員】

5～6ページの「警察における相談体制の充実」「学校における相談体制の充実」「「よりそいの樹とくしま」による相談対応」「配偶者等による暴力被害にかかる相談対応」「児童虐待にかかる相談対応」について標記をそろえる方が読みやすい。

「よりそいの樹とくしま」は性暴力被害者支援センターが相談対応するとあるが、配偶者等による暴力被害や児童虐待は相談員がどこで受けつけているのか記載がない。消費生活相談についても「消費生活相談にかかる対応」とする方がよい。

「人権に関する相談機能の充実」は性暴力やDVも人権が侵害される行為だが、ここではどういう相談を想定しているのか。

多言語相談窓口による外国人の相談対応は「による」より「における」が良いのではないかと。

## 【会長】

計画が誰のためのものかと考えたとき、県民のためのものとなる。そう考えると、県民に分かりやすい表記や誰がするのかといったことを記載し明確化するのがいいという御意見なので、事務局で検討いただきたい。

### 【事務局】

人権相談について、どこで誰がという表記が足りないというご指摘をいただいたが、想定しているのはあいぽーと徳島という県の人権教育啓発センターで、相談員あるいは弁護士が人権全般の相談を受け付けており、そこでの対応を考えている。記載については分かりやすくしていきたい。

### 【委員】

対応窓口が多すぎる。数が多ければいいというものではなく、どこに行けばいいというコーディネートをお願いしたい。相談にどこに行けばいいか割り振ってくれるワンストップサービスが大事。

もう一つは、相談を吸い上げるシステムが必要で、児童相談所で性暴力を判断することやDVの可能性を判断するといった連携が必要となる。情報を吸い上げ、県民のためになるワンストップセンターが必要ではないか。

### 【事務局】

これまで窓口同士をつなぐ犯罪被害者支援連絡協議会での連携があったが、条例制定を機によりシステマティックに連携できる機能を強化していきたい。

今までは個人情報の取扱い等の課題はあったがそれを整理して、これまで取り組んでこられてきた団体と十分に話ができていければと考えている。

### 【委員】

被害者を個人で捉えるか、構成員も含め家族で捉えるか。家族が被害に遭えば世帯全体でダメージを受ける。ワンストップでの対応があればありがたい。災害時もそうだが、大変なときに役所をまわるのは当事者の負担になる。連絡協議会が連携できればいいが、被害者にできることは（総合的対応窓口の担当が）窓口と一緒に行ってあげて、相談にのることによって被害者が受ける寄り添いは変わってくると思うので、窓口を住民に近く寄り添った形でつなぐようにしてほしい。

総合的対応窓口があるというが、日頃から見えるかたちで、県民、関係者にも分かるかたちで設置、周知してほしい。

### 【事務局】

ワンストップでの体制については、ハード面での整備というより、県が寄り添いのできる機関と一緒に体制づくりが出来ていければと考えている。ワンストップとして箱もので作るのではなく、どのようにしていくか考えていきたい。

## ○直接的施策の充実について

### 【委員】

被害者は経済的ダメージを受ける。支援について、事務局が考えているもので具体的なものがあれば教えてほしい。

### 【事務局】

経済的支援については、犯罪被害にあった人の遺児に支援をできればと考えている。交通事故の場合、あしなが育英会や交通遺児育成会といった手厚い支援があるので同じように犯罪被害にあって保護者が亡くなった子どもに支援ができればと考えている。

県としては、まずは体制整備と子どもへの支援金ということをできればと考えている。

### 【委員】

高知県では医療、転居費用等の支援を行うと報道されており、香川県も見舞金制度を導入すると報道されている。東京都では無料の弁護士相談制度がある。

犯罪被害給付制度は1～2年後の支給となるが、制度上支給できないので仕方がない。入院して働けなくなる人もおり、たちまち必要となるお金を支給する制度が必要。

自宅が犯罪現場となった場合にはクリーニングしても住めないので転居費用が必要となるし、県営住宅に入居できると言っても引っ越しの費用は必要。法テラスの制度も弁護士が費用を出し合って行っており、一定以上貯蓄があると無料でなくなるので、法律相談の費用が必要となるが、相談があったとき被害者にお金があるかは聞けない。賠償請求をするにしても印紙代の控除が必要ではないか。

直近で条例を制定している自治体はどこも経済的支援制度を実施しているので実施するようお願いしたい。

### 【委員】

13ページに公費支出制度の記載があり、一部を公費で負担するとあるが上限があるのか。また、転居費用などは後払いとなると使えない。この制度はどのようなものか。

### 【事務局】

これは警察の公費負担制度で、一部というのは医療費については、性犯罪と身体犯で全治一ヶ月以上のものと限定している。性犯罪については初診、再診、感染症検査等の費用が含まれており、それ以外についても規定を定めて運用している。支給については、病院に直接支払えるものは病院に、すでに被害者が支払っている場合は被害者に支払えるようにしている。

カウンセリング費用については10万円を限度に3年間で、対象については限定しており、身体犯事件と重大な交通事故事件の被害者等を対象としている。ハウスクリーニング費用は10万円を限度としている。

周知不足という指摘については、今後の課題と認識している。

**【委員】**

この項目は現状の制度の紹介となっているのか。

**【事務局】**

県としては条例を制定して、ここがはじまりと考えており、支援制度としては、まずは保護者を亡くされた子どもに対する直接支援をしていきたい。

**【委員】**

子どもの支援が大事なのは分かるが遺児と限定をつけることが平等な支援としていいか考えてほしい。広く給付をするようにしないと制度からこぼれ落ちる人がいる。被害にあつて重度の障害になる人などについてどうするのか。広く捉えていただきたい。

**【委員】**

生活福祉資金貸付制度について記載があるが、あくまで貸付制度。支援策としてこういった制度があると記載するのはいいが、貸し付けの対象は目的別にしており、この場合は生活費ということになるが、被害者の方がそういう目的をもって行けるのか。サービスの実施と記載されているが、ここの項目にあつているのか疑問。公的ところで使い勝手のいい支給制度があればいいと思うので検討いただければと思う。

**【会長】**

審議会としてはすぐ使える借金ではない支援制度が望まれるという意見が多いので、事務局に検討いただきたい。

**【委員】**

「よりそいの樹とくしま」の性犯罪の制度には弁護士費用の公的負担があるが、殺人や傷害での弁護士費用制度はない。犯罪類型でのバランスを考えてほしい。また、「よりそいの樹とくしま」は子ども、女性には対応しているが、男性は対象となっていない。LGBTの関係で問題となっているがどうするのか。

性被害など犯罪被害にあつた場合、受けた子どもはカウンセリングが長期間必要と考えているが、公費負担が3年間でいいのか疑問。

**【会長】**

18歳未満で被害等の体験をした人が成人後に心身に不調をきたす可能性は、そういった体験がない人の何倍にもなることが言われている。長期的な影響を考えると、カウンセリングの期間が3年では短い部分もある。

**【事務局】**

児童虐待や性犯罪に対応する専門部局があるが、そこで実状に応じた対応していく必要がある。男性の性被害について、どこに相談に行けばいいのかということは、各機関と協議していく必要があると認識している。

**【会長】**

男性の性被害に対する男性相談員は全国でも多くないので、本県で率先して取り組んでいただければと考えているので御検討いただきたい。

**【委員】**

犯罪被害にあったとき弁護士は助けになるが、被害の内容によっては繋がりにくい分野もある。そういった分野について、窓口と弁護士が繋がり引き継げるように、計画策定を機会として整理してほしい。

交通事故相談の対応について支援策の記載が少ないが、交通事故については具体的な支援はあるのか。

**【事務局】**

消費者政策課では交通事故相談所も行っており、そこでは相談員が交通事故の相談を受けて対応しているが、その後の医療的な部分での対応はしていない。

被害者が何を求めているかを聞き、整理して必要なところに伝えていくよう、関係機関と連携していければと思う。

計画の中に交通事故に関する支援はないが、被害の状況に応じたところに繋げていく。

**【委員】**

2ページに本県における犯罪等の現状の記載があるが、被害者支援のシステムをつくるとして、対象はどれぐらいの件数でどう処理していくのか。

**【事務局】**

条例の犯罪被害者については幅広く考えている。具体的支援については個々の制度に応じたものになると考えているが、相談については受け付けるので、具体的にこういった犯罪が対象となるという制限はない。これまで相談をどこにすればいいか分からなかった潜在的な方の相談が増えるため、相談件数は多くなると

考えている。

**【委員】**

児童虐待の防止については小学校も含めて記載してほしい。12, 19ページの個人情報の管理については「注意喚起」ではなく、「周知徹底」と記載してほしい。

**【委員】**

22ページの「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度」については、法律上の義務ではなく休暇制度を設けることは会社の自由となる。労働基準法の年次有給休暇は労働者の権利なので取得できるため、周知するならこちらの方がいい。制度があると思っていて実はないとなると労働者はつらい。この休暇制度はどこにもあるものではないので記載を考えてほしい。

○県民等への理解の促進について

**【委員】**

県民等の理解の促進について、具体的にこういう形で実施していきたいというのが事務局にあれば教えてほしい。学校における理解促進については県の教育委員会とどういう形で関わっていくのか分かっている範囲で答えてほしい。

**【事務局】**

条例で学校現場での人権教育の上での犯罪被害者支援についての理解促進を盛り込ませていただいた。県教育委員会と教育現場でどういった形で実施していくかは今後つめていく。県警の事業で中高生を対象に被害者の講演を実施しており、そういった取り組みを活用していきたい。現段階で具体的に言える状況ではないが、今後とも県教育委員会や県警と連携しながら取り組んでいきたい。

**【委員】**

命の大切さを学ぶ教室は中学校、高校を対象に毎年10校程度を目標に行っているが、今年は、コロナの影響で対象校の選定に苦勞しており7校程度の実施となっている。県教育委員会にもお願いしながらやっていきたい。

**【委員】**

いじめも人権蹂躪であり、犯罪もそうなので出来ればいじめ問題と組み合わせる取り組みができればいい。



## 【委員】

23ページの「学校における犯罪被害者等の支援に関する教育の促進」は県教育委員会が主体となるので「推進」と記載するべきではないか。「犯罪抑止のための教育等の啓発」とあるが啓発の対象はどこか。

「報道機関による過剰な取材・報道などの二次被害」とあるが、具体的施策では言及がない。マスコミに対して理解の促進など協力を求めることを記載できないか検討いただきたい。

## (3) その他

会長から修正案，事務局一任との提案があり，各委員の異議無しで決議された。